

ALPA Japan Technical Information

日乗連技術情報

Date 2017.03.31 No. 40 - T01

発行:日本乗員組合連絡会議/ALPA Japan Dangerous Goods 委員会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4 フェニックスビル TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274

Dangerous Goods 委員会技術情報

乗員乗客に認められた、危険物輸送の例外(2017年改訂版)

航空機で輸送可能な危険物の輸送品目について、運航乗務員は正確な内容の確認が求められています。 ALPA Japan DG 委員会では、毎年最新の IATA 危険物規則書(DGR: Dangerous Goods Regulations)に記載されている品目を一覧表にして皆様にお知らせしています。

今般、2017年版のリーフレットが出来ましたので、添付表をご覧ください。

国や会社の基準にはさらに詳細な制限があるケースもあること、またリチウムイオンバッテリーやリチウムメタルバッテリーの取り扱いを中心に、国際機関において様々な規定類の改訂や更新が頻繁に実施されていることから、最新版は各航空会社のOperations Manual をご参照下さい。なお、『身につけて搭乗』という項目は2016年にDGRから削除されましたが、分かり易さの観点から本リーフレットでは引き続き掲載しています。

今年度の改訂点

- ・ "燃料電池"と"予備の燃料電池カートリッジ"に分類された。"燃料電池"は機内持ち込みのみ可能、"予備の燃料電池カートリッジ"は機内持ち込み、受託手荷物共に可能。
- ・ 発熱物品が航空会社による"認可が不要"から"認可が必要"に変更。
- ・ 水銀入り医療用又は診療用小型体温計が、機内持ち込み不可、受託手荷物のみ可、に変更。
- 単体のリチウムイオン電池(国連識別番号: UN3480) は旅客機輸送禁止に変更(2016年4月1日追加発効 = Addendum)。
- ・ 新しいラベルの追加
- ① 第9分類(その他の有害物件)の危険性ラベルに加え、リチウム電池専用の第9分類危険性ラベルが新設された(2018年12月31日までは第9分類危険性ラベルも併用可能)。
- ② 特定の包装基準が適用されるリチウム電池に貼付される"リチウム電池取り扱いラベル"が "リチウム電池マーク"に改名され、UN 番号と電話番号を記載する様式となった。



リチウム電池専用の危険性ラベル



リチウム電池マーク





	<人を無力化する装置>	
	Mace(催涙ガス)あるいはPepper Spray(噴霧式一時抑制剤)等、刺激性または人を無力化する物質を含む物	物
	<電気的衝撃等をあたえる武器>	
禁止品目	スタンガン (ティザー銃) のような電気的衝撃を与える物、火薬類、圧縮ガスやリチウムバッテリーを含む物	
赤山田日	<防犯用アタッシュケース、キャッシュボックス、キャッシュバッグ>	
	リチウム電池、ガスや火薬等の危険物(規定量以上)が組み込まれた物	(一部例外有)
	<液体酸素装置>	
	液体酸素を利用する個人の医療用酸素装置は、身につけても受託でも持ち込み荷物でも、持ち込み禁止	

持ち	ち込み	り手荷	物と			
	受討	託手荷	特物と	して記		
		身	こつけ	て搭	制限/人	
			航	空会社	±の許可を必要とするか	
				搭載	載位置を機長に通知する事が要求されるか (NOTOC、S/L通知書が要求されるか)	
×	0	×	0	×	<弾薬> (個人用として使用される小火器の弾薬)	総重量 5Kg以下
					厳重に箱詰めされた物(爆発性、焼夷性弾薬を除く)	1人1人個別に包装すること
					UN0012(1.4S) 小火器用薬包(スポーツ用装弾等口径19.1mm以下散弾銃用は口径制限無)	各個人の許容量を合計して
					UN0014(1.4S) 小火器用空包(鳥獣駆逐、訓練、礼砲、調査、産業やスタートピストル用)	纏めて包装してはならない
×	0	×	0	×	<引火性液体燃料がはいっていたキャンプ用コンロおよび燃料コンテナ>	残燃料が、完全に排出されている事
×	0	×	×	×	<医療用/診療用 小型体温計> 個人用で小型の物、保護ケースに収納すること	1人1個、保護ケースに収納
×	×	0	×	×	× <放射性同位元素使用の心臓ペースメーカー、その他の装置(リチウム電池により作動するもの含む)、放射性調剤>	
0	0	0	0	×	× <化学物質検査器> 電池を外した状態で、公務出張する化学兵器禁止機構 (OPCW)のスタッフにより持ち運ばれるもの	
×	0	×	×	× <内燃機関、または燃料電池エンジン> エンジンは特別規定に従う		

持右	寺ち込み手荷物として認められるか										
	受詞	托手荷	特物と								
		身	こつけ	制限/人							
		航空会社の許可を必要とするか									
		搭載位置を機長に通知する事が要求されるか (NOTOC、S/L通知書が要求されるか)									
					バッテリーを装備した車いす / 移動補助機器						
					意図しない作動を防止する方法で輸送され、貨物等の移動により損傷しないこと						
					全てのバッテリーは短絡が生じないように保護され、しっかりと固定され、電気回路が抑止されなければならない						
					リチウム電池が2個装備の場合、それぞれ160Wh以下						
×	0	○ × ○ × <防漏型湿式バッテリー装備、DGRの特別規定A123、A199に適合するバッテリー装備>									
					当該蓄電池を取り外せる場合(折り畳み式など) ⇒ 機器は非危険物、蓄電池は貨物室に搭載し、PICに場所通知						
×	0	×	0	0	<非防漏型バッテリー装備>						
					常時直立の状態で搭載、固定、取り卸しが可能な場合⇒バッテリーを取り付けたままで良い。短絡防止や固定を確認する。						
					常時直立の状態で搭載、固定、取り卸しが不可能な場合 ⇒バッテリーを取り外し強固な容器に収納する、<mark>適切なラベル貼付</mark>など						
×	0	×	0	0	<リチウムバッテリー装備> 電池は国連で証明された型式のものであること						
×	0	×	0	0	<リチウムバッテリー装備で、取り外せる場合(折り畳み式のもの)> ⇒取り外すこと 機器は非危険物						
					電池は300Wh以下(2個装備の場合各160Wh以下)であること、最大で300Wh以下の予備電池1個又は160Wh以下の予備電池2個まで輸送可						
0	0	0	○ × <救命胴衣以外の装置に装備した小型の非引火性ガスカートリッジ>		小型シリンダー4個						
					各カートリッジは50mL以下、二酸化炭素は50mL=28gカートリッジと同等	小型フリンダー+個					
0	0	0	0	×	<救命胴衣に装備された小型の非引火性ガスカートリッジ> 1装備/2個カートリッジ	予備カートリッジ2個					
0	0	0	0	0	<医療用ガス状の酸素または空気シリンダー> 総重量 5Kg以下/個						
					会社規定を確認 不慮のガス排出防止措置がとられていること	液化酸素タイプは輸送禁止					
0	0	0	×	×	<省エネ型ランプ(LED電球)> 個人用、家庭使用の物	販売用包装であること					

持ち	寺ち込み手荷物として認められるか					
	受詞	托手布	物と			
		身门	こつけ	制限/人		
				搭載	成位置を機長に通知する事が要求されるか(NOTOC、S/L通知書が要求されるか)	
0	○ ○ × < F > 7 × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		正味量2.5kg以下/旅客1名			
					生鮮食料品等の冷却用 注) JAL: 受託手荷物は、NOTOC必要	持込·受託手荷物合計総量
×	0	×	×	×	<非引火性、非毒性ガスのスプレー缶> <mark>受託手荷物のみ</mark>	Total 正味2Kg/2L以下
				スポーツ用品または、日用品 副次危険性(毒性、腐食性、酸化性等)のない物		各々、正味0.5Kg/0.5L以下
0	0	〇 × × <放射性物質でない医療品または化粧品>		<放射性物質でない医療品または化粧品>	日々、正映0.5Kg/0.5L以下	
				ヘアスプレー、香水、オーデコロン等、アルコール類を含有する医療品等		噴射弁は保護されている事
0	0	0	×	×	<アルコール飲料>	Total 正味5L以下
					アルコール分24%を超え70%以下 (<i>アルコール分 24% 以下の場合は制限を受けない)</i>	5L以下の小売容器に収納
×	×	0	×	×	<安全マッチまたは煙草用ライター> 個人使用目的、身につけて携行	それぞれ1個/少量
					安全マッチ、液化ガス以外の吸収されていない液体燃料を含まない小型ライター	詰替燃料は全て輸送禁止
					シガーライター、ブルーフレームライター、万能マッチは航空輸送禁止	点火に2回操作が必要
0	0	0	×	×	<炭化水素ガスを含むへアーカーラー> 機内使用禁止、発熱部は防護されている事	1個、詰替用ガスは輸送禁止
0	0	0	0	×	<発熱物品>	発熱部分・バッテリーは分離
					水中トーチランプ・半田ごて等、電池で作動し、火災の原因となる極度の発熱する	バッテリーは短絡防止装置
×	0	×	×	×	く透過装置> 空気汚染モニター装置のメモリ検査に使用される機器	
0	×	0	0	×	< <mark>予備の</mark> リチウム電池:AEDやPOCなどの携帯医療用電子機器、PC等の携帯電子機器>	55.5.5.5 55.5.5.5.5
	携帯医療用電子機器:イオン100Wh超160Wh以下、メタル:金属含有量2g超8g以下		予備バッテリー2個まで携行可			
					携帯電子機器(電動工具、PCなど):イオン100Wh超160Wh以下、メタル:不可	

持ち	ち込み手荷物として認められるか						
	受詞	托手布	特物と	して認			
		身に	こつけ	て搭	乗できるか	制限/人	
			航3				
				搭載	載位置を機長に通知する事が要求されるか(NOTOC、S/L通知書が要求されるか)		
0	0	0	0	×	< <mark>リチウム電池</mark> 作動の電子機器> 100Whを超え160Wh以下のイオン電池		
					医療用携帯電子機器に限っては、リチウム含有量が2gを超え8g以下のリチウムメタル電池もOK		
0	0 0	0	×	×	<防漏型電池がを組み込んだ携帯電子機器>	予備カートリッジ2個以下	
					個々の電池電圧12V以下、100Wh以下であること、機器は偶発的な作動から保護されており、予備電	池は短絡しないよう保護	
0	×	0	×	×	<携帯電子機器に組み込まれた燃料電池> リチウムイオン・メタル以外の主なもの	予備カートリッジ <u>2個以下なら受託可</u>	
					液体:200mL以下、固体:200g以下、水素吸蔵合金内の水素:120ml以下の水溶性	機内での充電禁止	
					液化ガス:120ml以下(非金属製)/ 200ml以下(金属製)	燃料を含んだ電池は機内持ち込みのみ可	
0	0	0	×	×	<電池を組み込んだ携帯電子機器(医療用機器含む)> 注意:予備電池などの携帯用充電器は機内持ち	込みのみ可能	
					個人使用を目的とした、腕時計、カメラ、ノートPC、ビデオカメラ、タブレット端末などの携帯電子機器		
					メタル電池は金属含有量2g以下、イオン電池は100Wh以下、受託手荷物の場合、不慮の作動を防止する措置を取らな	くてはならない。	
0	×	0	×	×	<リチウムメタル/イオン単電池、組電池を含む全ての予備電池/バラ電池>		
					電池は短絡を防ぐために個別に保護されていなければならない 電池は国連規格に合致する事		
0	×	0	×	× <電池を内蔵する電子たばこ> 機内では充電禁止、偶発的な作動防止、イオン電池は100Wh以下、メタル電池は2g以下			

	冷凍用液化窒素を含む断熱容器(Dry shipp	er) 非危険物を輸送する場合 受託・持ち込み手荷物可
その他の品目	規定量の放射性物質を含む化学物質検査器	化学兵器禁止機構(OPCW)の人員移動のため所持する物 受託・持ち込み手荷物可
での他の面白	雪崩遭難救助用バックパック 200	mg以下の1.4Sの火薬、250ml以下の非引火性ガスを含む物1個 受託・持ち込み手荷物可
	機械義肢用シリンダー(身につける物)	小型の非引火性ガスシリンダー、予備シリンダー(必要数) 受託・持ち込み手荷物可
会社規定確認	水銀気圧計、水銀温度計	気象庁または類似の機関が業務用として輸送する物 NOTOC必要 持ち込み手荷物可
云江州足惟祁	非伝染性の標本	少量の引火性液体と共に包装されたもの 受託・持ち込み手荷物可